

○可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱

平成26年4月1日

訓令甲第20号

改正 令和元年12月27日訓令甲第39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域における防災力の向上を図ることを目的として、市内における自主防災組織等が行う防災訓練、防災設備の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号に掲げるものとし、第1号に規定する自主防災組織が第3号に規定する自治会又は自治連合会と同一である場合は、自主防災組織としてこの訓令の規定を適用するものとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自衛消防隊
- (3) 自治会又は自治連合会
- (4) その他市長が認める防災活動を主たる目的とする団体

2 対象団体が補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ可児市自主防災組織等登録申請書（別記様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に規定する自治会又は自治連合会についてはこの限りでない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、自主防災組織等登録簿に登録するものとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を市長が別に定める期日（以下「締切日」という。）までに、提出しなければならない。

2 前条の締切日は、同一会計年度内に複数の締切日を定めることができる。

(予算の配分)

第4条 市長は、前条第2項の規定により複数の締切日を定めた場合は、当該締切日ごとに、予算を配分することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業を行うために必要な経費ごとに同表の右欄に定める額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。ただし、前条の規定により予算を配分した場合における補助金の額は、別に定める。

(補助金の返還)

第6条 市長は、第2条第3項の規定による登録が、偽りその他不正な手段によりなされた申請に基づくものであるときは、当該登録を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  
(可児市防災設備整備事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 可児市防災設備整備事業補助金交付要綱 (平成5年可児市訓令甲第18号)
  - (2) 可児市自主防災組織育成金交付要綱 (平成14年可児市訓令甲第17号)(経過措置)
- 3 この訓令の施行の前日になされた前項各号の訓令の規定による補助金の交付の申請、決定その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 第2条第1項第2号に規定する自衛消防隊で、この訓令の施行の際現に活動しているものについては、同条第3項の規定による登録をなされたものとみなす。

附 則 (令和元年訓令甲第39号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業	内容	補助金の額
防災訓練、防災会議、研修会等	(1) 防災訓練 訓練の実施経費、消火器の詰替費、炊出し用の食材費、事務用品費、お茶代等 (2) 防災会議及び研修会 施設借上料、資料作成費、講師謝礼、お茶代等 (3) 地区別各種マニュアル作成 地区別災害時行動マニュアル、災害時に地域の支援活動をするための名簿作成費等	要した経費の全額。ただし、20万円を限度とする。
防災設備及び備品購入	(1) 消火用設備 ホース、ノズル、ホース等格納箱、ハンドル、可搬ポンプ、吸管、可搬ポンプ用積載車、消火器（屋外用）、半纏等 (2) 救助用備品 担架、リアカー、ジャッキ、バール、チェーンソー、カケヤ等 (3) 救護備品 救急医療セット、毛布、車椅子、AED等 (4) 避難用備品 テント、簡易トイレ、投光器、発電機、無線機、ヘルメット、ベスト、看板、保存用飲食料、炊飯器具、安否確認旗等 (5) 防災資機材等収納設備 防災備蓄倉庫、可搬ポンプ及び積載車両保管用車庫	要した経費の2分の1の額。ただし、30万円を限度とする。
防災設備修繕	(1) 上記防災設備及び備品の修繕補修費	要した経費の2分の1の額。ただし、10万円を限度とする。
防災設備維持管理	(1) 可搬ポンプ用積載車（自動車）の車検代 ただし、税金、印紙代等の法定費用は補助対象外とする。	要した経費の全額。ただし、1台につき5万円を限度とする。
可児市防災リーダー養成講座	(1) 市、県その他地方公共団体が主催する防災リーダー養成講座の受講料	要した経費の全額。ただし、1人につき11,000円を限度とする。

## 備考

- 1 別表の右欄ただし書に規定する金額は、同一会計年度における一対象団体に係る各事業の補助金の限度額とする。
- 2 同一会計年度における一対象団体の補助金の額の合計は、50万円を限度とする。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

可児市長 様

住 所

組織の名称

代表者名

印

可児市自主防災組織等登録申請書

可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 組織の名称 \_\_\_\_\_

2 代表者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

3 設立年月日 \_\_\_\_\_

4 添付書類  
(1) 規約  
(2) 組織図  
(3) 役員名簿  
(4) その他関係書類